

新潟県環境保全連合会「環境問題相談コーナー」の設置  
及び環境アドバイザーの登録に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟県環境保全連合会(以下「連合会」という。)が会員の環境保全活動に関する相談窓口として設置する「環境問題相談コーナー」及びその相談に対して助言を行う者として登録する環境アドバイザーの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 連合会及び地区環境保全協議会(以下「地区協議会」という。)の会員相互のネットワークを有効に活用し、会員の中からそれぞれ対応可能な分野で相談に応じるため、連合会のホームページに「環境問題相談コーナー」を設置し、環境アドバイザーを登録する。

(登録手続き等)

第3条 登録を希望する者は、別紙「環境アドバイザー登録申出書」(以下「申出書」という。)を新潟県環境保全連合会長(以下「会長」という。)に提出する。

2 会長は、前項による申出書の提出をした者が次のいずれにも該当するときは、申出書をそのまま連合会のホームページに掲載し、公開する。

(1) 地区協議会会員又は連合会賛助会員であること

(2) 環境アドバイザーに登録する者は、環境保全に関する資格等を有すること

3 登録した会員が登録内容を変更しようとするときは、第1項に準じてその旨を会長に申し出るものとし、会長は、前項に準じて掲載内容を変更する。

(登録の取消及び抹消)

第4条 登録した会員が登録を取り消そうとするときは、その旨を会長に申し出るものとする。

2 会長は、前項による登録の取消の申し出があったとき又は前条第2項各号のいずれかに該当しないとき、若しくは法令等に違反する等登録する者として適当でないとき会長が認めるとき若しくは虚偽の内容を掲載している事実を確認したときは、登録を抹消し、掲載を削除するものとする。

(相談方法等)

第5条 環境アドバイザーに相談する者は地区協議会会員及び連合会賛助会員に限るものとし、相談を希望する者は環境アドバイザーに直接連絡するものとする。

2 相談は無料とする。

3 相談に係るトラブルが生じたときは、環境アドバイザーと相談する者が誠意をもって協議し、解決するものとする。

(その他)

第6条 この要領の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年9月18日から施行する。